The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ベルギー国際私法立法案の紹介（一）
Author(s)	長田, 真里
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 357-382
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55200
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

資料

ベルギー国際私法立法案の紹介（一）

長田真里

本稿は、二〇〇二年七月一日ベルギー元老院に法案として提出され、二〇〇四年三月現在もなお委員会審議中である、ベルギー国際私法立法案の仮訳である。

現在までのところ、ベルギーには国際私法固有の成文法が存在していない。その結果、関係諸法に分散している諸規定を事案の性質に応じて使い分けなければならず、極めて分かりにくい状況が生じている。例えば、準拠法の決定については、包括的な規定である民法三条が多くの問題に適用されているが、一八〇四年以降改正されていないという事情も相俟って、具体的な解決は判例や学説を通じた解釈によらざるを得ない。また、国際裁判管轄については、民事訴訟法を中心に規定が比較的整備されているものの、外国離婚判決の承認に関する特別法など複数の特別法も存在している。その上に複数のハーグ条約を含む多くの国際条約が批准され国内法化されている。

このような法の混沌とした状況を修正し、準拠法や国際裁判管轄の決定基準を明確にすること、民法制定以降の社会生活、経済の変化を反映させること、及び、近年の諸外国の立法例や、諸条約を参考にしながら国際化を目指

すことを目的として、一九九六年にゲント大学のErauw教授およびルーヴァン・カトリック大学のFallon教授を中心に国際私法法典化作業が始められ、二〇〇二年七月に元老院への立法案の提出が実現したのである。

本立法案にみられる特徴として、以下の諸点を指摘することができよう。

第一に、外観上の特徴であるが、一九八七年に制定されたスイス国際私法にならい、事項毎に抵触法規則と国際裁判管轄規則とが並列されていることである。個別規定にそぐわない国際裁判管轄関連の一般的な規定については、総則の章に「裁判管轄権」として規定されている。

第二に、反致を一般的に否定しつつも、相続と法人については、例外的に反致を認めていることである（第七八条および第一一〇条参照）。

第三に、外国判決の承認・執行の要件として、実質的再審査が不要とされたことである（第二五条）。従来、ベルギーは外国判決承認の要件として実質的再審査を必要とする非常に稀な立法を有していたことから考えると、大きな変化であるといえよう。

第四に、近年欧州各国において増えている、婚姻類似の効力を有する共同生活形態（例えばフランス法上のPACSなど）を単位法律関係として導入したことである。ここ一、二年の間に欧州各国で、この種の共同生活形態を単位法律関係とすることを目的とした国際私法の改正が進められており、この流れを受け継ぐものである。

第五に、離婚の準拠法決定に、一定限度で当事者自治を採用した点である（第五五条）。類似の立法例としては、オランダの婚姻の解消および別居についての法の抵触に関する一九八一年三月二五日法があるが、珍しい立法例であるといえる。

第六に、知的財産権の準拠法につき、特許など工業所有権の名義人の決定につき準拠法を別異に定めている点も

あげられる（第九三条）。日本でも、企業内研究者の発明について、その工業所有権が企業と研究者のいずれに帰属するのかを巡り訴訟の場で争われることが多くなってきており、注目すべき点であろう。

第七に、契約事件の国際裁判管轄について、義務発生地管轄を認めている点である（第九六条）。契約債務についてその発生地に管轄を認める立法例は、あまり例がなく、極めて珍しい規定といえる。

以上が、特筆すべき点であるが、これらの規定も、委員会審議、国会審議を経て今後変更される可能性があることは留意されたい。そのような流動的な立法案を、あえて公表することの意義については、疑問があろう。しかし、我が国でも、現在、法例の改正が進行中である。本立法案の仮訳が今後の法例改正の議論の一助になることを願いつつ、あえて立法案仮訳の公表に踏み切ったものである。

なお、立法案の内容については、拙稿「ベルギー国際私法立法案について」（国際私法年報四号一二二頁以下）も併せて参照されたい。

（注）校正段階でベルギー上院により示された立法案の修正案および上院司法委員会により示された立法案の修正案に接した。かなり多くの条文について修正が施されており、校正でそれらを反映することができなかった。本文中で述べた危惧が現実のものとなってしまったが、修正理由なども含めて別稿での翻訳という形を取らせて頂きたい。

ベルギー国際私法立法案（仮訳）

第一条　本法は、憲法第七八条の対象とされる事項につき規律するものである。但し、第五条、六条、七条、八条、九条、一〇条、一一条、一二条、一三条、一四条、二三条第一項、二三条第二項、三二条、三三条、三六条、四〇条、四二条、四三条、五九条、六一条、六六条、七三条、七七条、八五条、八六条、九六条、九七条、

一〇九条、一一六条、一二三条、一二六条第一項、一三二条、一三三条、一三四条並びに一三五条第六号および第八号は、憲法第七七条の対象とする事項を規律するものである。

第一章　総則

第一款　目的

第二条　目的

国際条約、ヨーロッパ共同体の機関の発した文書、もしくは、特別法に定められている規定を留保して、本法は、渉外的状況における、ベルギー裁判所の裁判管轄権、準拠法の決定、並びに民事および商事における外国判決および公正証書のベルギーにおける有効性の要件につき規律する。

第二款　国籍、住所および居所の決定

第三条　国籍

① 自然人がある国の国籍を有するか否かの問題は、当該国の法による。

② 本法において、複数の国籍を有する自然人の本国法とは以下のものをいう。

(i) そのうちのひとつがベルギー国籍であればベルギー国法

(ii) それ以外の場合には、総合的な状況から当事者が最も密接な関連を有する国の法。特に常居所が考慮される。

③ 本法において、無国籍者もしくは法あるいは国際条約に照らして難民である自然人の本国法とは常居所法をさすものとする。

④ 本法において、国籍を証明することが不可能である自然人の本国法とは常居所地法をさすものとする。

第四条　住所および常居所

①　本法の適用に際し、住所とは以下のように解されるものとする。

(i)　自然人が主として、ベルギーにおいて、住民登録後、外国人登録簿もしくは登録予約簿（registre d'attente）に登録されている場所

(ii)　法人が、ベルギーにおいて、その定款上の本拠を有している場所

②　本法の適用に際し、常居所とは以下のように解されるものとする。

(i)　自然人が、主として、定住した場所。なんらの登録もない場合も同様である。滞在許可もしくは定住許可とは無関係である。この地を決定するには、特に、その場所との永続的な関係、もしくはそのような関係を結びたいという意思を明らかにする人的もしくは職業的性質の状況を考慮に入れる。

(ii)　法人がその主たる営業所を有している場所。この地を決定するには、特に、経営の中心、ならびにその営業もしくは活動の中心および、補足的に、定款上の本拠を考慮する。

第三款　裁判管轄権

第五条　被告の住所もしくは常居所に基づく国際裁判管轄

本法に別段の定めがある場合を除き、ベルギー裁判所は、被告が、訴訟の開始時に（lors de l'introduction de la demande）ベルギーに住所もしくは常居所を有している場合に、裁判管轄権を有する。

被告が複数である場合には、ベルギー裁判所は被告の一人がベルギーに住所もしくは常居所を有する場合に裁判管轄権を有する。ただし、ある被告をその住所地もしくは常居所地の裁判所外に引き出すことのみを目的として訴訟が提起された場合はこの限りではない。

第六条　国際裁判管轄を付与する合意（Prorogation volontaire de competence international）

①　ベルギー法に照らして、当事者に任意処分が認められている事項につき、当事者が有効に、権利関係に際し生じたかもしくは将来生ずる紛争について、ベルギー裁判所もしくはベルギー裁判所のうちのひとつの裁判所の裁判管轄権について合意している場合には、その裁判所のみが専属的に裁判管轄権を有する。本法に別段の定めある場合を除き、被告が出頭したベルギー裁判所は、その出頭が管轄権について争うことを主たる目的としているものでない限りは、当該被告に対して提起された訴えにつき、裁判管轄権を有する。

②　ただし、第一項に定める場合において、総合的な状況から、当該訴訟がベルギーとなんらの重要な関連をも有していないと認められる場合には、裁判所は、その管轄権を否定することができる。

第七条　国際裁判管轄権の任意の排除合意（Derogation volontaire à la competence international）

ベルギー法に照らして、当事者に任意処分が認められている事項につき、当事者が有効に、権利関係に際し生じたかもしくは将来生ずる紛争について、外国裁判所もしくはそのうちのひとつの裁判所の裁判管轄権につき合意をしており、かつベルギー裁判所に訴えが提起されている場合には、ベルギー裁判所は判決を下すことを延期しなければならない。ただし、外国判決がベルギーで承認もしくは執行されえないことが予測される場合、あるいは、ベルギー裁判所が第一一条に照らして、裁判管轄権を有している場合はこの限りでない。ベルギー裁判所は、外国判決が、本法に照らして承認されうる場合には、その裁判管轄権を放棄する。

第八条　保証の請求、参加請求および反訴請求（Demande en garantie ou en intervention et demande reconventionnelle）

ベルギー裁判所は、本来の訴訟（demande originaire）の提起を認めた場合には、保証あるいは参加請求につ

き、裁判管轄権を有する。ただし、本来の訴訟が通常裁判管轄権を有すべき裁判所外へ被告を引き出すことのみを目的としてなされている場合はこの限りではない。

ある請求につき裁判管轄権を有する裁判所は、本訴の基礎となる事実もしくは行為から生じる反訴請求についても管轄権を有する。

第九条　国際的関連性

ベルギー裁判所が、ある訴えにつき裁判管轄権を有しているときには、当該訴えに密接に関連を有しており、そのために、事実関係についての判断が別異になされることで矛盾した結論が導かれることを避けるために、同一に審理すべきである訴えについても裁判管轄権を有する。

第一〇条　仮処分、保全措置および仮執行（Mesures provisoires et conservatoires et mesures d'exécution）

緊急の場合には、本法に照らして、ベルギー裁判所がその基礎についての裁判管轄権を有していない場合であっても、ベルギー裁判所は、訴訟の開始時に、ベルギーに所在する人もしくは物に関する仮処分、保全措置および仮執行について裁判管轄権を有する。

第一一条　国際裁判管轄権の例外的な付与

本法の他の規定にかかわらず、ベルギー裁判所は、例外的に、事案がベルギーと密接な関連性を有し、かつ、外国での手続きが不可能であるか、もしくは、当該訴訟を外国でするよう要求することが不可能である場合には、裁判管轄権を有する。

第一二条　国際裁判管轄の調査

訴えが提起された裁判所は、職権でその国際裁判管轄権につき調査する。

第一三条　内国裁判管轄

ベルギー裁判所が、本法に照らして、裁判管轄権を有する場合、裁判所の土地管轄権は、第二三条に定める場合を除くほか、民事訴訟法もしくは特別法の関連規定により決定される。

ただし、裁判所の土地管轄を基礎付ける規定がない場合には、本法のベルギー裁判所の裁判管轄に関連する規定により決定される。この規定が土地管轄権を決定することが認められていない場合には、原告は、ブリュッセル管轄区の裁判所に訴えを提起することができる。

第一四条　国際的訴訟競合

訴訟が外国裁判所で係属しており、かつ、当該外国での判決がベルギーで承認されるもしくは執行されうることが予想される場合、同じ当事者間で同じ訴訟物かつ同じ理由に基づいて二番目に訴えが提起されたベルギー裁判所は、外国判決の下されるときまで判決を下すことを延期することができる。司法の適正な運営の要請が考慮される。外国判決が本法に照らして承認されうるときには、ベルギー裁判所は裁判管轄権を放棄する。

第四款　法の抵触

第一五条　外国法の適用

①　指示された外国法の内容は裁判所により証明される。

外国法は当該国でなされていると同じ解釈に従って適用される。

②　裁判官が外国法の内容を証明できない場合、当事者の協力を求めることができる。

外国法の内容を適切な時期に証明することが明らかに不可能である場合には、ベルギー法を適用する。

第一六条　反致

本法に別段の定めがある場合を除き、ある国の法とは当該国の国際私法規定を除いた法をいう。

第一七条　地域的若しくは人的不統一法国

① 本法が二以上の法制を有する国の法を指定する場合には、複数の法制の各々が準拠法決定の結果適用されるべき国の法とする。

② 第一章の意味において、自然人の本国法とは、当該国において有効な規則により指定される法のことをいう。ただしそのような規則がない場合には、当事者と最も密接な関連を有する法制をいう。

人的に複数の法制を有する国の法とは、第一章の意味においては、その国で有効な規則により指定される法のことをいう。ただし、そのような規則がない場合には、当該法的関係が最も密接な関係を有する法をいう。

第一八条　法律回避（Fraude à la loi）

当事者に処分権が認められていない事項につき適用されるべき法を決定するに際しては、本法により適用されるべき法を回避するためにのみなされた行為を考慮することはない。

第一九条　例外規定

① 本法により指定された法は、総合的状況から判断して、当該事案が本法により指定された法と密接な関連を有さず、他の国と非常に密接な関連を有している場合には例外的に適用されることはない。この場合には、密接関連を有している国の法が適用される。

前文が適用される場合には、特に、準拠法の予見可能性および原因となる関係が発生した状況を、当該関係が発生時に関連を有していた国の国際私法規則に従って考慮しなければならない。

② 前項は本法に従い当事者が準拠法を選択した場合には適用されない。また、準拠法の指定が本法の規定に基づいている場合も同様である。

第二〇条　適用可能性に関する特別規定

本法の規定は、抵触法規範により、いかなる法が指定されようとも、法もしくはその強行的な目的に照らして、当該状況を規律するベルギー法の適用を妨げるものではない。

第二一条　公序による例外

本法により指定される外国法規定の適用が、明らかに公序に反する効果をもたらす場合には、その適用は排除される。

第五款　外国判決および外国公文書の有効性

第二二条　外国判決の承認および執行

① 他国で執行力ある判決が下された場合、第二三条に規定する手続に従い、その判決はベルギーにおいて、一部もしくは全部が執行可能であるとされる。第二三条に定められた手続きに違反していない限りにおいて、外国判決はベルギーにおいて承認される。

外国判決の承認が付随的な手続きの中でベルギー裁判所に対して求められる場合、ベルギー裁判所がその管轄を有する。

判決は第二五条の要件を具備している場合にのみ承認されもしくは執行が認められる。

② 人の身分に関する事項については、利害関係を有する者、ならびに検察官は二三条に定める手続きに従い、外国判決の一部がまたは全部が承認されるべき、もしくは執行されるべきであると主張することができる。

③　この法律において

(i)　判決とは裁判権を行使する機関によって下されたすべての判決をいう。

(ii)　承認は外国で判断された権利を確立するものである。

第二三条　承認もしくは執行の管轄および手続

①　第一審の裁判所は外国判決の承認もしくは執行に関する訴えにつき管轄権を有する。

②　第三一条に定める場合を除き、被告が住所もしくは常居所を有する場所の裁判所が管轄を有する。被告がベルギーに住所も常居所も有していない場合には、執行されるべき地の裁判所が管轄を有する。判決の承認に関する訴えが、前項の裁判所に提起される場合には、原告は、被告の住所もしくは常居所の裁判所のどちらかを選択することができる。ベルギーに住所も常居所もない場合には、ブリュッセル管轄区の裁判所を選択することができる。ただし、請求が第三一条に基づいている場合には、登録が受け付けられた管轄区の裁判所に提起される。

③　訴えは民事訴訟法一〇二五条ないし一〇三四条に規定される手続きに従って、提起され、審理される。原告は裁判所の管轄区域内で住所の選定をしなければならない。裁判官は短期間で判決を下す。

④　通常審理の対象となる、若しくはなるべき外国判決については仮執行手続を求めることができる。裁判官は仮執行をなすに際し担保の設定を条件とすることができる。

⑤　民事訴訟法一〇二九条の規定により、執行を認める判決に対する上訴期間の間、および終局判決が下されるまでは、執行が求められている当事者の財産については、保全措置手続きのみが許される。この措置を行う許可は執行を認める判決によりなされる。

第二四条　承認もしくは執行に必要とされる書類

①　外国判決の承認若しくは強制執行を求める当事者は次の書類を提出しなければならない。

(i)　判決国法に従い、その真正に必要な要件をすべて満たす判決の謄本

(ii)　欠席判決の場合には、判決国の法律に従い欠席当事者に対して訴訟開始行為若しくはそれに類似の行為が送達若しくは通知されたことを証明する文書の原本若しくは原本と相違ないことを証明された写し

(iii)　判決国の法律に従い、当該判決が執行可能であることおよび、送達若しくは通知されたことを証明する書類

②　前項に規定する文書の提出がなされない場合には、裁判官は提出をさせるのに必要な期間を与えるか、類似の書類を許可するか、もしくは、十分であると認められる場合には書類の提出を免除することができる。

第二五条　承認もしくは執行の拒絶事由

①　外国判決は以下に掲げる場合には承認も執行もされない。

(i)　承認若しくは執行宣言をした結果明らかに公序に反する場合

(ii)　防御の権利が侵害された場合

(iii)　当事者に任意の処分権が与えられていない事項に関して、本法により指定される法の適用を逃れるためだけに、外国で得られた判決

(iv)　第二三条第四項の規定を除いて、外国判決がなおも判決国の法律に従って通常の上訴の対象となりうる場合

(v)　ベルギーで下された判決、若しくは判決国以外の国で下されかつベルギーでの承認が予測される判決と

矛盾する場合

(vi) 同一当事者間で同一の訴訟物について外国で訴訟が開始されるより前にベルギーで訴訟が開始され、未だ係属中である場合

(vii) ベルギー裁判所が訴えにつき専属的に管轄権を有する場合

(viii) 外国裁判所の管轄権が、被告若しくは財産の所在のみに基づき、他に判決国と訴訟との間になんらの直接的な関連が存在しない場合

(ix) 承認若しくは執行が第三九条、五七条、七二条、九五条、一一五条および一二一条に規定する拒絶事由のひとつに該当する場合

② 前項の場合を除くほか、外国判決が実質的再審査の対象になることはない。

第二六条　外国判決の証拠力

① 外国判決は、判決国の法律に従い証拠力を有するに必要な要件を満たしている場合には、ベルギーにおいて裁判官による事実確認の証拠とすることができる（fait foi en Belgique des constatations faites par le juge）。

外国裁判官による事実確認は、それが明らかに公序に反する限りにおいて、排除される。

② 外国裁判官により確認された事実と異なる証明は、あらゆる法的手続きによりなされうる。

第二七条　外国公正証書（l'acte authentique）の効力および執行力

① 第二八条および二九条の規定を除くほか、外国公正証書は特に第一八条ないし二一条の規定を考慮して、その有効性が、本法に照らして適用されるべき法に従い認められる場合には、ベルギーにおいて、すべての

公的機関に提出されうる。

証書は、それが作成された国の法に従い、真正性に必要な要件を備えていなければならない。

第二四条の規定は必要に応じて適用される。

② 外国公正証書は、それが作成された国で執行力が認められている場合には、ベルギーにおいても第一審裁判所により、第一項に定める要件の審査後に、執行力あるものとして宣言される。

③ 外国裁判所でなされた和解は、それがなされた国で執行可能である場合、公正証書と同じ要件で、ベルギーにおいても執行することができる。

第二八条　外国公正証書の証拠能力

① 外国公正証書は、ベルギーにおいては、以下にあげる要件を満たす場合には、作成した官憲により証明された事実の証拠となる。

(i) 当該証書の方式を規律する法の定める要件、かつ

(ii) 作成国の法に従いその真正性に必要な要件

外国官憲によりなされた証明は、それが明らかに公序に反した効力を生ぜしめる場合には制限される。

② 外国官憲により証明された事実の反証は、あらゆる法的手続きにより提示されうる。

第二九条　外国判決および外国公正証書の効果

ベルギーにおいては、その承認、執行力の宣言もしくは証拠力についての要件の審査をすることなく、外国判決もしくは外国公正証書の存在は考慮される。

第三〇条　認証

①　外国判決もしくは外国公正証書は、ベルギーにおいて、全体もしくは抄本で、あるいは、原本もしくは謄本で提示されることについて認証されなければならない。

認証は、署名の真実性、証書の署名者の適性、および、必要な場合には、証書に付されている印章もしくは印紙の同一性のみを証明するものである。

②　認証は以下の者によりなされる。

(i)　判決が下された国もしくは証書が作成された国で認められたベルギー外交官もしくは領事官

(ii)　前号の者がいない場合には、判決国もしくは証書作成国でベルギーの利益を代表する外国外交官もしくは領事官

(iii)　前二号の者がいない場合には、外国の外務大臣

③　認証の方式は王により決定される。

第三一条　身分および能力に関する外国判決および外国公文書の記載事項ならびに謄本

①　民事的身分に関する外国公正証書は、第二七条第一項に定める要件の審査の後でしか、身分証書の欄外注記の対象となること、身分登記簿に記載されること、あるいは、人口登録簿（un registre de la population）、外国人登録簿もしくは登録予約簿への登記の原因となることができない。

外国判決の欄外注記もしくは登録は、第二五条、および場合によっては、第三九条、五七条および七二条に定める要件の審査の後でしかなされない。

②　審査は、証書もしくは登録簿の受任者によってなされる。問題のある場合には、これらの者が、証書もし

くは判決を、必要な場合に補足的な審査を行う検察官の意見を求めるために送付する。

司法大臣は、第一項の対象となる要件の統一的な適用を確保するために、通達をなすことができる。

③　王は、ベルギー人もしくはベルギーに居住する外国人に関している場合に、第一項の要件をみたす判決および証書の登録の管理方式を作成し、定めることができる。

第二章　自然人

第一款　身分、能力、親権および無能力者の保護

第三二条　身分および能力に関する国際裁判管轄

本法に特に定めある場合を除き、ベルギー裁判所は以下の場合に、人の身分および能力に関するすべての訴えにつき管轄権を有する。ただし本法の総則規定に規定ある場合を除く。

(i)　その者が訴訟の開始時にベルギーに常居所を有するか、あるいは

(ii)　訴訟の開始時にその者がベルギー国民である場合。

第三三条　親権、後見および無能力者の保護に関する国際裁判管轄

ベルギー裁判所は、本法の総則及び第三二条に規定する場合を除くほか、訴えがベルギーに所在する財産に関する場合には、親権、後見および無能力者若しくはその財産の保護に関する訴えに付き管轄を有する。

ベルギー裁判所は、婚姻の無効、離婚および別居の訴えが係属している場合には、親権の行使および一八歳以下の子と親との人的関係に関する権利の行使に関する請求についても裁判管轄権を有する。

緊急の場合には、ベルギー裁判所はベルギーに所在する者につき、必要な措置を取る管轄を有する。

第三四条　身分および能力の準拠法

①　本法に特に定めある場合を除き、人の身分および能力はその者の本国法による。

前文により適用されるべき法により得られた能力は、国籍変更の効果により失われることはない。

②　ある法律関係に特有の無能力は、この関係に適用されるべき法による。

第三五条　親権、後見および無能力者の保護の準拠法

親権、後見および無能力者あるいはその財産の保護は、訴訟の開始時にその者が常居所を有していた国の法による。本条で指定された法が十分な措置を備えていない場合、訴訟の開始時にその者が国籍を有していた国の法が適用される。適用されるべき外国法に規定されている措置を取ることが不可能であることが明白である場合には、ベルギー法が適用される。

第二款　氏および名

第三六条　氏および名に関する国際裁判管轄権

ベルギー裁判所は、本法総則に別段の定ある場合を除き、訴訟の開始時にベルギー国民である者およびベルギーに常居所を有する者につき、その者の氏若しくは名を決定する裁判管轄を有する。訴訟の開始時にベルギー国民である者については、ベルギー当局もまたその者の氏もしくは名の変更に関するすべての訴訟につき管轄を有する。

第三七条　氏および名の決定の準拠法

氏および名の決定はその者が国籍を有する国の法による。国籍変更が氏および名にもたらす効果については、その者の新しい本国法による。

第三八条　氏若しくは名の変更の準拠法

自らの意思による、あるいは、法的効果による氏若しくは名の変更は、訴訟開始時のその者の本国法による。夫婦の一方が国籍を有する国の法が、婚姻の際に氏を選択することを認めている場合、身分吏は婚姻証書にその氏を記載する。

第三九条　外国で生じた氏若しくは名の決定および変更

人の氏若しくは名の変更若しくは決定に関する外国判決は、第二五条に定める拒絶事由が存在する場合、あるいは、決定若しくは変更の時に、その者が判決国の国籍を有していなかった場合、若しくは、この決定あるいは変更がその者が国籍を有する国において承認されない場合、ベルギーで承認されない。

第三款　不在（absence）

第四〇条　不在に関する国際裁判管轄

ベルギー裁判所は、以下の場合には、不在の確認あるいはその効果の決定に関するすべての訴えにつき管轄を有する。ただし本法総則第五条に規定する場合を除く。

(i)　失踪した者が、失踪時にベルギー国民であったか若しくはベルギーに常居所を有していた場合

(ii)　訴訟の開始時にベルギーに所在する不在者の財産にかかる請求である場合。

第四一条　不在の準拠法

不在はその者の失踪時の本国法による。不在者の財産の一時的な管理については、ベルギー法による。

第三章　婚姻関係

第一款　国際裁判管轄

第四二条　婚姻関係に関する国際裁判管轄

ベルギー裁判所は、本法総則に規定がある場合を除き、以下の場合、婚姻あるいはその効果、夫婦財産制、離婚若しくは別居についてのすべての訴えにつき管轄を有する。

(i) 共同請求（demande conjointe）の場合、夫婦の一方が訴訟の開始時にベルギーに常居所を有する場合

(ii) 夫婦の最後の常居所が、訴訟の開始前一二ヶ月以内にベルギーにある場合

(iii) 原告となる配偶者が訴訟の開始時に一二ヶ月以上ベルギーに常居所を有している場合

(iv) 夫婦が訴訟の開始時にベルギー国民である場合

第四三条　婚姻および離婚に関する裁判管轄の拡張

ベルギー裁判所は以下の場合にもすべての訴えにつき管轄権を有する。

(i) ベルギーで下された別居に関する判決を離婚判決に変えること、若しくは婚姻、離婚若しくは別居の効力に関してベルギーで下された判決を再審理することを目的とする訴え

(ii) 訴えが検察官により提起されており、かつ、婚姻の有効性に関するものである場合には、夫婦の一方が訴訟の開始時にベルギー人であるかベルギーに常居所を有している場合。

第四四条　婚姻の挙行に関するベルギー官庁の管轄権

婚姻は、配偶者となるべき者の一方がベルギー国民であるか、住所もしくは常居所をベルギーに有している場合には、ベルギーで挙行され得る。

第二款　婚姻予約の準拠法

第四五条　婚姻予約の準拠法

婚姻の予約は以下の法による。

(i)　配偶者となるべき者の双方が婚姻予約の当時常居所を有していた国の法

(ii)　同一常居所がない場合には、配偶者となるべき者の双方の婚姻予約当時の本国法

(iii)　いずれにも該当しない場合には、ベルギー法による。

第三款　婚姻の準拠法

第四六条　婚姻の方式の準拠法

第四七条の場合を除くほか、婚姻の有効性の要件は、各配偶者につき婚姻挙行時のその者の本国法による。

第四七条　婚姻の挙行に関する手続きの準拠法

①　婚姻の挙行に関する手続きは婚姻が挙行される国の法による。

②　前項に定める法律は以下の事項についても適用される。

(i)　婚姻に先立つ宣言および公告が挙行地国で必要とされる場合にはその方式

(ii)　婚姻行為が挙行地国で登録されなければならない場合にはその方式

(iii)　宗教機関でなされた婚姻の法的有効性

(iv)　代理による婚姻の可能性

第四八条　婚姻の効力の準拠法

①　第五三条の場合を除くほか、婚姻の効力は以下の法による。

(i) 効力が援用されたとき（ces effets sont invoqués）の、夫婦の共通常居所地法
(ii) 夫婦の共通常居所地がない場合には、効力が援用されたときの夫婦の共通本国法
(iii) いずれにも該当しない場合にはベルギー法

② 前項の規定により定まる準拠法は特に以下の事項につき適用される。
(i) 同居の義務および忠実義務
(ii) 婚姻費用の分担
(iii) 各当事者の所得税およびその配分
(iv) 夫婦間における契約および恵与（liberalité）の許容性、およびその取り消し可能性
(v) 一方配偶者による他方配偶者の代理の方式
(vi) 家族の利益に影響する一方配偶者のなした行為の、他方配偶者に対する効力。同じく、そのような行為の結果としての損害賠償の他方配偶者に対する効力。

③ 前二項の例外として、家族の主たる住居として供されている不動産の所在地法は、配偶者の一方による、当該不動産もしくはその不動産に付属する動産に関する権利の実行について適用される。

第四款　夫婦財産制の準拠法

第四九条　夫婦財産制の準拠法の選択

① 夫婦財産制は、夫婦により選択された法による。

② 夫婦は以下に掲げる法以外を選択することができない。
(i) 婚姻の挙行後に最初に常居所とした国の法

(ii) 選択のときの夫婦の一方の常居所地法

(iii) 選択のときの夫婦の一方の本国法

第五〇条　準拠法選択の方式

① 準拠法の選択は、婚姻の挙行前もしくは婚姻の際になすことができる。従前の選択を変更することも可能である。

② 選択は第五二条第一項に定める方式に従ってなされなければならない。選択は夫婦の全財産を対象としてなされなければならない。

③ 両当事者によりなされた選択の結果としての準拠法の変更は、将来についてのみ妥当する。両当事者は、第三者の権利を害しない場合には、それと異なる判断をすることができる（Les epoux peuvent en disposer autrement）。

第五一条　選択がない場合の準拠法

夫婦が準拠法を選択していない場合、夫婦財産制は以下の法律による。

(i) 婚姻の挙行後、夫婦が最初に常居所を定めた地の法律

(ii) 共通常居所地がない場合には、婚姻のときの夫婦の共通本国法

(iii) それ以外の場合には、婚姻の挙行地法

第五二条　夫婦財産制の選択の方式の準拠法

夫婦財産制の選択は、その方式に関して、選択のときの夫婦財産制に適用されるべき法、もしくは、選択がなされた国の法に従ってなされた場合には有効である。少なくとも両配偶者による署名および日付が記されてい

なければならない。

夫婦財産制の変更（mutation）は、当該変更が生じた国の法に定められた方式に従ってなされる。

第五三条　夫婦財産制の準拠法の適用範囲

①　第五二条を留保して、夫婦財産制の準拠法は特に以下の事項に適用される。

(i)　準拠法選択に関する合意の有効性

(ii)　夫婦財産契約の許容性および有効性

(iii)　夫婦財産制の選択の可能性および範囲

(iv)　夫婦財産制変更の可否およびその範囲、ならびに、遡及効の有無および当事者が遡及的効力を発生させることの可否

(v)　財産の構成および管理権の付与（la composition des patrimoines et l'attribution des pouvoirs de gestion）

(vi)　夫婦財産制の終了および清算ならびにその分配

②　具体的相続分の構成および分配（composition et d'attribution des lots）の方法は、分配のときに財産が所在している国の法による。

第五四条　第三者の保護

①　夫婦財産制の第三者に対する対抗力は夫婦財産制に適用される法による。ただし、第三者および債務者たる配偶者が、債権発生当時同一国に常居所を有する場合には、以下の場合を除きその国の法が適用される。

(i)　夫婦財産制に適用されるべき法による公示若しくは登記の要件がすでに満たされている場合

(ii) 第三者が債権の発生当時に夫婦財産制について知っていたかもしくは本人の過失のみにより夫婦財産制について知らなかった場合

(iii) 不動産所在地法により、不動産の物権に関して定められている公示の制度が尊重されていた場合

② 夫婦財産制に適用されるべき法は、日常家事若しくは子供の教育に関して一方配偶者の負った債務について、他方配偶者が義務を負うか否か、また、負うとした場合のその範囲について決定する。ただし、第三者および債務者たる配偶者が債務の発生当時同一国に常居所を有する場合には、その国の法が適用される。

第五款　婚姻の解消および別居の準拠法

第五五条　離婚および別居の準拠法

① 離婚および別居は以下の法による。

(i) 訴訟の開始時の夫婦の共通常居所地法

(ii) 共通常居所地がない場合には、訴訟の開始時の共通本国法

(iii) いずれにも該当しない場合にはベルギー法

② 前項の規定にかかわらず、当事者は離婚若しくは別居に適用されるべき法を以下に掲げる法のうちから選択することができる。

(i) 訴訟の開始時の夫婦の一方の本国法

(ii) ベルギー法

この選択は最初の出廷時に明示になされなければならない。

③ 第一項により指定された法の適用は、その法が離婚制度を知らない場合には排除される。この場合には、

第一項に定められた順序で次順位の法が適用される。

第五六条　離婚および別居の準拠法の適用範囲

離婚および別居に適用されるべき法は特に以下の事項につき決定する。

(i)　別居の許容性

(ii)　離婚若しくは別居の理由および要件、あるいは、共同請求（demande conjointe）の場合には、その方式も含めた合意の要件

(iii)　人および配偶者あるいは子の扶養および財産に関する措置についての夫婦の同意の義務

(iv)　婚姻関係の終了、もしくは、別居の場合には、夫婦関係の弱化の範囲

第五七条　夫の意思に基づいて外国でなされた婚姻の終了

①　妻が同等の権利を行使することなく、夫の婚姻を終了させる意思を認める外国でなされた行為は、仮に行為がなされた国の裁判所により認められたものであったとしても、本法第二二条に従い、ベルギーでは承認されない場合がある。

②　第二五条に定める拒絶事由のほか、以下の場合には外国判決は、承認されない。

(i)　意思の確認のときに、妻が出席する措置がとられていなかった場合

(ii)　意思の確認の際に、妻の出席措置がとられていたか、あるいは、妻が出席していた場合には、その時点で婚姻の解消につき何らかの理由でかつなんらの強制も無く妻が承諾しなかった場合

(iii)　意思の確認のときに、夫婦の一方がベルギーに常居所を有していた場合

(iv)　意思の確認のときに、夫婦の一方がベルギー国民であった場合。ただし、その当時、他にベルギーとの

間に明白な関連がなかった場合、裁判所はこの要件を緩和することができる。

婚姻解消のこの形式が夫婦の一方の常居所地国あるいは本国で承認される可能性がない場合には、その居所もしくは国籍を理由として、承認を拒絶することができる。